

## 第4号議案

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
改正について

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改  
正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例

蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の蒲郡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。